



バルーンアートで  
笑顔のひととき

バルーンアートショーボランティア(ウイングまっばせ) 4月30日



## 少しずつ、前に…

多くの被害をもたらした今回の地震。復旧に向けて、少しずつですが動き出しました。  
私たちの原動力になっているのが、多くの支援、それとともに送られたメッセージ、そして子どもたちのはじける笑顔。このコーナーではその一部をご紹介します。



## 「前へ」

4月14日の「前震」、16日の「本震」は、私たちのふるさとに想像を絶する甚大な被害をもたらしました。被災された皆さま、避難所などでの生活を余儀なくされている皆さまに対して、心から、心からお見舞い申し上げます。

地震発生直後から、たくさんの支援物資を全国各地から提供いただいております、本当に言い尽くせない感謝の気持ちでいっぱいです。

たくさんの人的支援もいただいております。自衛隊はじめ、各地の自治体職員の皆さんなどが応援に駆け付けてくださっています。

さらには、市社会福祉協議会が開設した災害ボランティアセンターには市内外から多くのボランティアが参加され、家屋の片付けなどの支援活動に頑張ってください。

市の職員も不眠不休で職務に励んでおりますが、まだまだ市民の皆さまにはご不便をおかけし、大変心苦しい限りです。

市にとって、今後も復興に向けての厳しい過程や試練が続いていくと思います。この危機を乗り越える原動力は、もちろん自治体もありますが、今まで形としては出ることの少なかった家族の絆や地域、集落の結束力だと考えます。未来の宇城市のために、今、我々の結束力が試されています。

どんなに苦しくとも、みんなで手を携えて、手をつないで、まずは我々の第一歩を踏み出しましょう!「前へ」!

宇城市長 守田憲史

4月27日、酒井庸行・現地対策本部長(内閣府大臣政務官)が来庁。さまざまな支援を要望させていただきました。



### 皆さんの声をお聞かせください

## うきタウンミーティング2015

3月1日に海東地区で寄せられたご意見の一部と市の検討結果をお知らせします。

☎ 企画課 企画政策係 ☎ 32-1902

#### 【海東地区】

| 質問内容                                                                            | 検討内容                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小川駅の駐車場が早い時間に閉まるので、駐車できない状況にある。小川駅に行くには自家用車を利用するしかなく、有料でも構わないので駐車できるように検討してほしい。 | 小川駅北側の「仲之江駅前公園」内の駐車場は、公園利用者のための駐車場として利用いただいております。通勤・通学などでJRをご利用される場合には、JRの月極駐車場、駅前の市営もしくは民間の駐車場などのご利用をお願いします。 |
| 地下水が濁ったりすればすぐ変化に気付くが、水質については何十年後にしか分からないので、水質検査や原因追究を市でできないか。                   | 地下水の水質悪化の原因を特定することは、非常に難しいところです。上水道未整備地域における河川や井戸水の水質検査については、地域からのご要望により協議・検討していきます。                          |

### 今年度も実施します

## うきタウンミーティング2016

今年度も実施が決定しました「うきタウンミーティング」。

各地区での開催日などが決まり次第、広報うきなどでお知らせします。



## もくじ contents

- 3 市長からのメッセージ うきタウンミーティング2015
- 4 暗闇に襲った激震
- 6 市シルバー人材センター 10 周年記念式典 熊本県知事選挙結果
- 7 うきばさるく
- 10 悲願の全国制覇! 松橋中女子ハンドボール部 2016 年宇城市フラワーフェスタフォトリポート
- 11 5 月の子育て応援イベント 読んでみたい論語
- 12 人事異動
- 13 復旧に向けた手続きのご案内
- 21 新規採用職員の紹介
- 22 Information from city office 市からのお知らせ
- 26 保健の掲示板
- 28 うきうき情報局
- 30 消費者トラブル注意報 今月の市民相談
- 31 各図書館・不知火美術館情報 ウイングまつばせ情報
- 32 少しずつ、前に...

今号は、平成28年熊本地震の影響で特別紙面でお送りいたします。また、同様の理由で発行日が通常よりも遅れてしまい、申し訳ありませんでした。

### 「今月の表紙」



地震発生以降、市内各避難所に多くの人たちが慰問に訪れています。

このうち 4 月 30 日には、鹿児島県のパルーンアートグループ「ふあにーふえいず」のメンバー 4 人がウイングまつばせを訪問。カラフルな風船で帽子や花などを次々に作り子どもたちにプレゼント。魔法のようにあつという間に出来上がるパルーンアートに、子どもも大人も笑顔あふれるひとときとなりました。多くのご支援に感謝いたします。

## わが家のあがちゃん



あおい 碧ちゃん(松橋町)  
優しい笑顔で  
いつもニコニコ☆



階段と通路が崩落したアパート  
＝不知火町



本殿が倒壊した下郷神社  
＝豊野町



ずれが生じている岸壁  
＝松合新港



道路に生じた亀裂  
と陥没＝松橋町



倒壊した家屋  
＝小川商店街



陸上自衛隊による配食  
＝ウイングまつばせ



全国からの支援物資を陸揚げする県立苓洋高校の実習船「熊本丸」。陸揚げには地元の住民や専門学校の学生たちがボランティアで参加しました＝三角港



各地から届く支援物資を搬入する消防団員＝市役所

4月28日、不知火公民館に避難している人たちの訪問したタレントのコロッケさん。美川憲一さんからの支援物資も届けてくれ、避難所には一気に笑顔が広がりました。



## 長引く避難生活



避難所で夜を過ごす人たち  
＝ウイングまつばせ



テントでの避難生活  
＝宇城市保健福祉センター



16日の「本震」で避難した車両  
＝岡岳グラウンド

## 暗闇に襲った

4月14日 午後9時26分  
4月16日 午前1時25分

# 激震

平成28年熊本地震



石垣が倒壊した小川町の舞嶋文殊堂

突然襲いかかった  
**震度6弱と6強**  
4月14日午後9時26分。突然の地震が宇城市内を揺らしました。震度6弱の「前震」。2011年3月の東日本大震災以来、九州では初めてという規模の揺れに、家屋などが倒壊した地区が続出しました。  
市は、地震発生直後に災害対策本部を立ち上げ、市内14力所に避難所を開設。各地の被災状況の確認に奔走しました。  
そんな中、4月16日午前1時25分。私たちの睡眠を打ち破る震度6強の「本震」。津波注意報が出され、多くの人は一斉に高台に避難。この地震で家屋の被害はさらに増えたと思われ、そのまま車中泊する人も多く見られました。  
未曾有の地震に、私たちが見慣れた街の風景やこれまでの生活は一変してしまいました。



3/20

## さくらフェスティバル 社会での活躍を願って

小学校や支援学校などを卒業した児童生徒を祝い、知的障がいに対する地域住民の理解を深めてもらおうと、知的障がい児やその保護者などで構成する宇城手をつなぐ育成会(北島和子会長)が主催。約200人が参加しました。地元で活動するオーケストラの演奏や郷土芸能「仲町の茶わん鉢」などが披露され、参加者は大きな歓声と拍手を送っていました。イベントの運営には松橋高校の生徒たちがボランティアで参加。会場整理に当たりながら参加者との交流を深めていました。



スペシャルな卒業祝いとなりました

3/20

## 戸馳・じいばあの森再生プロジェクト 地域のきずなを深める取り組み

三角町の戸馳花の学校でシュンランなどの苗を植え付けるイベントが開かれ、地元の小学生や保護者ら約60人が参加しました。このプロジェクトは、乱獲によって激減した戸馳島の自生ランの保護活動を通して島民間のつながりを育て、次世代に引き継ぎたいという思いから、ラン生産者でつくる「戸馳夢の花咲く島推進協議会」が企画したもので、昨年に続き2回目。初めて参加したという三角小4年の川添心咲喜君は「家の庭に咲いている花も大事にしていきたい」と話しました。



熱心に植え付ける子どもたち

# 宇城ば! するく

## 叙勲

### 受章おめでとうございます

2月に発表された高齢者叙勲で、市内から2人の方が受章されました。これまでの永年にわたる功績は市民の誇りです。おめでとうございます。



【瑞宝双光章】  
しまさき きよたか  
島崎 清孝さん(88)  
元 特定郵便局長



【旭日単光章】  
はたの しょうぞう  
畑野 昭藏さん(88)  
元 小川町議会議員

3/19

## 宇城ハーモニカ同好会 情緒あふれる音色に魅せられて♪

宇城ハーモニカ同好会(西山司会長)の15周年を記念したコンサートが豊野公民館で開かれ、約100人が訪れました。

長寿社会を有意義に過ごすことができればと、15年前に発足した同会。日頃、練習に熱心に取り組んだ独奏や合奏など18演目を披露し、情緒あふれるハーモニーが会場いっぱいに広がりました。訪れていた世代を越えた観客たちはハーモニカの世界に誘われ、メロディーに合わせて口ずさんだりしながら、温かい拍手を送っていました。



情緒あふれる音色が響き渡りました



1 浅井理事長(中央)による式辞 2. センターを利用する事業所などの表彰 3. 長年活動に携わる会員を表彰 4. 「劇団肥後わか」公演

## 豊富な知識と経験を地域に生かす 市シルバー人材センター 設立 10 周年記念式典

市シルバー人材センターの設立 10 周年を記念した式典が3月23日、ウイングまつばせで開かれ、同センターの会員ら約600人が出席しました。

理事長を務める浅井正文副市長は「長寿社会が進む中で、この組織の役割は大きくなっている。自主・自立・協働・共助の精神で、これからも地域のために役割を果たしていきたい」とあいさつ。来賓で訪れた守田市長は「地域での活動を通して、組織の存在価値をますます高めてほしい」と祝辞を述べました。

式典では、センターを利用している事業所や長年活動に携わる会員や職員の表彰も行われました。

第2部では、肥後にわか公演が行われ、熊本弁で交わされる軽快な人情劇に、会場は笑いの渦に包まれました。



## 熊本市知事選挙

# 選挙結果

## 投票率

52.62%

## 有権者数

49,674人

男 23,064人  
女 26,610人

## 候補者別得票数(敬称略)

| 当落 | 候補者名    | 得票数(票) |
|----|---------|--------|
|    | 寺内 大介   | 1,004  |
| 当選 | かばしま 郁夫 | 17,960 |
|    | 幸山 政史   | 7,063  |

## 選挙権年齢が引き下げられます

2016年6月19日以降に公示される選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられます。将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるためにも、初めての選挙はぜひ投票に行きましょう!





## 4/3 街なか図書館・出町が開館 空き店舗が地域の交流拠点に

松橋中学校正門側に立ち並ぶ商店の一角に「街なか図書館 出町」が開館。付近に住む人々など約30人が訪れ、開館を祝いました。これは、松橋駅通り商店街に2月開館した「街なか図書館・濱まち」に続く2館目。旧釣り具店主の蛇嶋邦弘(72)・和代(68)さん夫妻が運営し、約3,000冊を収蔵。館内には、展示や喫茶スペースなども設け、その収益が運営費に充てられます。邦弘さんは「世代を越えた交流の場になり、かつてのにぎやかな雰囲気を取り戻すことができれば」と話していました。



新たな交流の場ができました

## 3/31 松橋保育園移管式 地域の保育拠点の新たな始まり

4月からの民営化が決定していた市立松橋保育園の運営を社会福祉法人に移管する移管式が同園で行われ、園児や関係者らが見守りました。昭和27年に設立された同園。昭和59年に現在地に移転し、地域の公立保育拠点としての役割を果たしてきました。市の行政改革の一環として施設譲渡が決定され、社会福祉法人養育福祉会に譲渡されることになったものです。この日の移管式で同法人の藤田香瑞理事長は「伝統と理念を受け継ぎ安全安心の保育環境を提供していきたい」と話しました。



藤田理事長(右)に移管目録を渡す守田市長

## 3/27 まつばせ商工福祉まつり サクラいっぱい会場でにぎやかに

今年で4回目となるまつばせ商工福祉まつりが県博物館ネットワークセンター多目的広場で開かれ、多くの人たちが訪れました。地元で活躍するダンスチームや宇賀岳鬼岩太鼓、松橋中吹奏楽団などがステージを盛り上げると、観客席からは盛んな拍手や声援が飛び交いました。サプライズゲストのくまモンが会場に駆け付け、くまモン体操などで会場は一気に盛り上がりました。商工会会員や福祉団体などが出店し、来場者はお祭りや花見を楽しみ、憩いのひとときを過ごしていました。



くまモンのステージに観客はくぎ付け

## 3/23 2者と災害時協力支援協定 得意分野を生かして災害時に協力

市は、市内郵便局および市一般廃棄物委託処理業組合と、災害発生時に協力や支援などを行う協定をそれぞれ結び、調印式が市役所で行われました。松橋郵便局の宮崎豊子局長(写真左)は「高齢者などの見守りも考慮した配達を心掛けていきたい」と話していました。また、市一般廃棄物委託処理業組合の松下倫三組合長(写真右)は「有事に迅速に対応できるように、一丸となって応援・協力していきたい」と、さらなる意気込みを語っていました。



それぞれの得意分野を生かしていただきます

## 4/9・10 不知火温泉20周年大感謝祭 温泉と地元の特産をじっくり堪能

道の駅不知火に併設の不知火温泉の開館20周年を記念した感謝祭が同館や隣接の物産館で開かれ、約8,000人の温泉客や家族連れなどでにぎわいました。地元の特産である各種かんきつ類、松合漁港で水揚げされたチヌやアサリなどが並んだほか、市商工会女性部開発のシロエビやレンコンなどをピロシキにした「宇城ピロシキ」、レンコンと白玉粉を使った「レンコン万十」を試験的に販売。不知火竜燈太鼓のステージなども披露され、子どもたちの勇壮な演奏に大きな声援が送られていました。



好評だった「宇城ピロシキ」

## 4/3 アグリパーク豊野朝市 地元の取れたてをいち早く提供

アグリパーク豊野内特設会場で朝市が開催され、約500人の買い物客が訪れました。地元の農産物や加工品などを新鮮うちに提供しようと、アグリパーク豊野が初めて企画したこの朝市。この日の目玉企画だったトマト詰め放題などは開始1時間ほどで終了。訪れた人は会場に広がる新鮮な野菜や果物、水産物などを続々と買い求めていました。福島賢一郎支配人は「地域ブランドの向上や地域活性化につなげたい」と話していました。この朝市は、今後も定期開催される予定です。



新鮮野菜を品定めする人たち

## 3/28・29 松中カップサッカー大会 高校生との対戦で技術の向上を

小川町の観音山グラウンドで、松橋中サッカー部と同部卒業生が所属する6校の高校生チームなどとの交流試合、「松中カップ」サッカー大会が行われました。同部出身の先輩たちと交流し連携を図ると共に、高校サッカーのレベルを肌で感じ、中学サッカー技術の向上と絆づくりを目的に同部後援会が主催したもので、今年で3回目。かつては共に戦った仲間たちとの対戦とあって、手に汗握る試合ばかり。応援に訪れていた保護者らも、力強い声援を送っていました。



先輩たちの技術に学びます

## 3/26 熊本南病院「緩和ケア」病棟を開設 終末期を住み慣れたふるさとで

国立病院機構熊本南病院が、がん患者などの体や心の苦痛を和らげる「緩和ケア」の専門病棟の開設式を開き、関係者や地域の住民らが参加しました。同病院は既存の病棟を改修し、全個室の16床を整備。県内では13カ所目、宇城・上益城・八代の医療圏内では初めての取り組みです。金光敬一郎院長は「終末期を住み慣れた地域で過ごすことで落ち着いて療養できる。がん治療とともに終末期の医療にもしっかり取り組んでいきたい」と話しました。この病棟の運用は4月1日から開始されています。



施設を内覧する参加者

# 絆を深めて楽しく子育て♪ 子育て応援イベント

5月

市内7つの子育て支援拠点では、にぎやかなイベントが目白押し! その一部をご紹介します。イベントのほか、いろんな相談もできます。親子のふれあいやママ友の交流を深めませんか!

|                                      | 日時                               | イベント名                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 三角子育て支援センター<br>(みすみ保育園 ☎52-2108)     | 20日(金)午前10時30分<br>27日(金)午前11時    | お楽しみ会<br>親子クッキング                                   |
| かもめ子育てひろば<br>(かもめ保育園 ☎33-6775)       | 18日(水)午前10時30分<br>30日(月)午前10時30分 | パン教室(事前予約制)<br>ボディートーク(事前予約制)                      |
| 宇城市子育てひろば<br>(市不知火支所3階 ☎32-1316)     | 17日(火)午前10時30分<br>18日(水)午前11時    | ミニミニ講座「フラエクサ」(事前予約制)<br>制作あそび「父の日プレゼント制作」          |
| 宇城市松橋子育て支援センター豊川<br>(豊川保育園 ☎32-4343) | 19日(木)午前11時<br>6月2日(木)午前10時      | ベビーイングリッシュ<br>Be Happy子育てルーム(専門相談日)                |
| 豊福保育園子育て総合支援センター<br>(豊福保育園 ☎33-4500) | 23日(月)午前10時30分<br>26日(木)午前10時30分 | 音楽遊び<br>誕生会(5月生まれの方は事前予約制)                         |
| 小川子育て支援センター<br>(海東保育園 ☎43-5585)      | 20日(金)午前10時<br>30日(月)午前10時       | ごうたんえ<br>降誕会(場所:専行寺、事前予約制)<br>フォトアルバム製作(はさみ、のり、写真) |
| 豊野子育て支援センター<br>(豊野保育園 ☎45-3680)      | 17日(火)午前10時<br>20日(金)午前10時30分    | 出前保育(事前予約制)<br>育児講座「赤ちゃん体操」(事前予約制)                 |

「和」という意味は「協調する」「仲良くする」という意味と、話し合いをしながら「より良く」高め続ける源という意味もあるようです。孔子の「和して同ぜず…」はこれからの私たちの進むべき道や教育の在り方を示唆するものであると思います。河江小でも、朝自習の時間や授業、校内の掲示、通学合宿などで論語と触れる機会を多く持つようして、「心の教育」の一助としています。特に論語は素読が大切であると地域の先輩方から教えていただきました。本校は、熊本版「コミュニケーションスクール」として、地域に根差した学校教育を推進しています。論語を通したコミュニケーションがこれまで以上に推進され広がりをみせることを期待します。



河江小学校  
西山 正治 校長

孔子のこの言葉は、誰とでも仲良くするが、自分の考えや信念を捨ててまで人に合わせるようなことはしないという意味の言葉です。情報化や国際化が進む中、コミュニケーション能力の育て方が大きな教育課題になっています。価値観が多様化するが、自分の考えや信念を持って生活していくには、「和の心」と「和の力」が大切であるという孔子の言葉にとっても共感を覚えます。

子曰わく、  
「君子は和して同ぜず、小人は同じて和ぜず。」と。  
先生は言われた、  
「心ある人物は協調はするが、主体性を失わずむやみに同調したりしない。心ない人物はたやすく同調するが、心から親しくすることはない。」と。

## 読んでみたい 論語

### その14

市内の小中学校では、論語・日本語を学ぶ授業を行っています。本紙ではシリーズでその意味を解説するとともに、教訓として活用している事例などの紹介をしています。

## 悲願の 松橋中女子ハンドボール部 全国制覇! ～春の全国中学生ハンドボール選手権で初優勝

3月26日～29日にかけて富山県で開かれた第11回春の全国中学生ハンドボール選手権大会に、県代表として松橋中女子ハンドボール部が出場。全国の強豪チームとの戦いを勝ち抜き見事優勝し、全国制覇の偉業を遂げました。

決勝では、石川県の芦城中と対戦。前半は11対6の5点リードで折り返すも、後半には相手の勢いに押され同点に追いつかれ延長戦へ。激戦の末、22対21の1点差で全国の頂点に立ちました。

選手たちは4月2日、岡岳総合運動公園のフラワーフェスタ会場を訪れ、来場者に優勝を報告。一ノ宮萌主将は「全国制覇できたのは、皆さんの熱い応援の後押しのおかげ。これをばねに、夏の全国大会にも臨みたい」と、さらなる高みを見据えていました。



満開のサクラに包まれた岡岳総合運動公園で4月2日・3日、市フラワーフェスタが開かれ、市内外から多くの人たちが訪れました。

数年ぶりに満開のサクラが来場者をお出迎え。色とりどりの花々に彩られた場内ではさまざまなステージが繰り広げられ、多くの笑顔に包まれました。



1. 花絵文字「大漁旗」 2. 子どもたちに大人気のミニ新幹線 3. 花壇コンクールで表彰を受けた各団体の皆さん 4. 松橋コールグリーンと宇城少年少女合唱団 5. 花の寄せ植えを手伝う松橋高ボランティア 6. この花に決めた! 7. 会場を彩る花々 8. うき神輿のステージ

【この紙面は抜き取ってご活用いただけます】

# 復旧に向けた手続きのご案内

地震関連のさまざまな  
支援制度のご案内です。

※各手続きの際に必要な書類が不足する場合などは、各窓口に事前にご相談ください。

## 罹災証明書 罹災届出証明書 発行について

お問い合わせ  
総務課 ☎32-1111  
(内線1216~1224)

### 申請時に必要なもの

印鑑、本人確認資料(運転免許証など)、被災写真(できる限り現像してください)、委任状(本人および家族以外が申請する場合)

**罹災証明書** 住居が被災したことや被害の程度を市が証明する書類のことで、被害の程度は次の表の区分に従って判定されます。市が被害程度の調査を行い確認した事実に基づき判定しますので、発行までに約2~3カ月かかることもあります。

| 区分      | 状態                                               | 損害割合        |
|---------|--------------------------------------------------|-------------|
| 全壊      | 住家全部が倒壊したものまたは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもの | 50%以上       |
| 大規模半壊   | 住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの | 40%以上~50%未満 |
| 半壊      | 損壊は甚だしいが、補修すれば再利用できる程度のもの                        | 20%以上~40%未満 |
| 半壊に至らない |                                                  | 20%未満       |

### 罹災届出証明書

「罹災したことの申請」を証明する申請で、即日発行します。  
自然災害による物件などの被害について写真などで確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、市の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産(自動車・家財など)の被害、工作物(物置・塀など)の被害などについては、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

**受付時間** 午前9時~午後5時  
**申請場所**  
**5月13日(金)まで** 市役所新館、各支所(三角・不知火・豊野)  
小川町河江地区コミュニティセンター  
**5月14日(土)から** 市役所、各支所



# 人事異動

4月1日付けで人事異動を行いました。  
課長職以上の異動は次のとおりです。  
( )は前職

- 総務部**

  - ▼総括審議員・村上勝美(熊本県警察本部)
  - ▼総務課長・水口雅晴(健康福祉部高齢介護課長)
  - ▼人権啓発課長・西岡澄浩(教育部スポーツ振興課スポーツ振興係長)
  - ▼公共施設マネジメント課長・元田智士(総務部契約検査課契約係長)

**企画部**

  - ▼部長・高島孝二(経済部長)
  - ▼部次長兼企画課長・木下堅(企画部地域振興課長)
  - ▼地域振興課長・園田郁夫(監査委員事務局庶務係長)

**市民環境部**

  - ▼部長・松本秀幸(市民環境部次長兼市民課長)
  - ▼部次長兼市民課長・上原久幸(市民環境部税務課長)
  - ▼税務課長・村上雅宣(会計課長)
  - ▼衛生環境課長・中村隆文(総務部総務課付上天草・宇城水道企業団派遣課長)

**健康福祉部**

  - ▼健康づくり推進課長・伊藤博文(経済部商工観光課長)
  - ▼高齢介護課長・篠塚孝教(小川支所経済課長)
  - ▼社会福祉課長・内田公彦(市民環境部市民課高齢者医療係長)

**経済部**

  - ▼部長・清成晃正(経済部次長兼農林水産課長兼国営事業推進)
- 室長)

  - ▼部次長兼農林水産課長兼国営事業推進室長・吉田裕次(教育部教育総務課長)
  - ▼商工観光課長・藤田修一(三角支所経済課長)

**土木部**

  - ▼部長・岩清水伸二(企画部次長兼企画課長兼西港交流促進室長)
  - ▼都市整備課長・大塚和博(小川支所建設課長)

**市民病院**

  - ▼事務局長(部次長級)・吉澤和弘(市民病院事務局長(課長級))

**会計**

  - ▼会計管理者・戸田博俊(監査委員事務局)
  - ▼会計課長・山本裕子(会計課会計係長)

**議会事務局**

  - ▼事務局長・木村和弘(議会事務局次長兼庶務係長)
  - ▼事務局次長・横山悦子(健康福祉部社会福祉課地域福祉係長)

**監査委員事務局**

  - ▼事務局長・中村久美子(教育部生涯学習課長)

**農業委員会事務局**

  - ▼事務局長・重田公介(健康福祉部健康づくり推進課長)

**教育部**

  - ▼部長・緒方昭二(教育部次長兼世界遺産推進室長)
  - ▼部次長・中村誠一(総務部総務課長)
  - ▼教育総務課長・蛇島浩治(総務部)
- 部人権啓発課長)

  - ▼生涯学習課長・濱口博隆(市民環境部収納課管理係長)
  - ▼中央図書館長・村上由美子(市民環境部市民課国保年金係長)

**三角支所**

  - ▼経済課長・原田文章(経済部商工観光課商工振興係長)

**小川支所**

  - ▼支所長兼総合窓口課長・園田敏行(土木部都市整備課長)
  - ▼経済課長・中村義宏(企画部企画課広報係長)
  - ▼建設課長・梅本正直(土木部土木課土木維持係長)

**上天草・宇城水道企業団**

  - ▼総務部総務課付上天草・宇城水道企業団派遣課長・原田邦彦(経済部農林水産課農林管理係長)

**〔3月31日付け退職者〕**

  - ▼(企画部長)・野田眞(市民環境部長)
  - ▼(土木部長)・小畑稔(会計管理者)・中川義輝(議会事務局長)・藤本勇治(教育部長)・小田原弘則(小川支所長)・緒方昭弘(農業委員会事務局長)・野田知宏(市民環境部衛生環境課長)・奥村浩二(健康福祉部社会福祉課長)・上村千尋(教育部中央図書館長)・窪田弘美
- 〔4月1日付け再任用者〕**

  - ▼総務部総務課付宇城クリーンセンター・奥村浩二
  - ▼健康福祉部社会福祉課障害福祉係・戸田京子
  - ▼健康福祉部こども福祉課戸馳保育園・中村セイ子
  - ▼健康福祉部こども福祉課豊野保育園・松村恵子
  - ▼健康福祉部こども福祉課青海保育園・小田原弘則
  - ▼健康福祉部こども福祉課不知火保育園・渡邊満夫
  - ▼健康福祉部こども福祉課戸馳保育園・中川義輝
  - ▼教育部生涯学習課松橋公民館・緒方昭弘
  - ▼教育部スポーツ振興課小川スポーツ振興係・山口浩二



## 保険証(国民健康保険、後期高齢者医療保険)、介護保険被保険者証の再交付

申・問 市民課  
☎ 32 - 1417  
高齢介護課  
☎ 32 - 1406

被災によって国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳を滅失した場合、再発行をします。手数料は無料です。

### 再発行の申請手続き

| 保険証などの名称     | 必要なもの                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康被保険者証    | ・印鑑<br>・本人確認のための身分証明書(証明書が全て消失などした場合は、罹災証明書の写しを持参し、職員による面識)<br>・市役所備え付けの申請書に記入し、再発行申請 |
| 後期高齢者医療被保険者証 |                                                                                       |
| 国民年金手帳       |                                                                                       |
| 介護保険被保険者証    |                                                                                       |

## 老齢福祉年金および障害基礎年金(20歳前障害年金にかかるもの)の支給

申・問 市民課国保年金係  
☎ 32 - 1417

### 対象

所得制限により、老齢福祉年金、障害基礎年金の支給が停止されている人で、地震の被害により収入減が認められる人(住宅や家財などに2分の1以上の損失があった場合)

### 内容

支給停止の解除

### 必要書類

年金手帳、印鑑、罹災証明書(コピー可)

## 震災廃棄物(ごみ)の処理

申・問 衛生環境課 ☎ 32 - 1598

罹災した家財やがれきなどの処理方法については、すでに回覧などでお知らせしているとおりです。

一日も早く日常生活に戻ることができるよう、鋭意取り組んでいます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、震災ごみの処理方法やマナーについては28ページに掲載しています。

## 各種証明書交付手数料の免除

申・問 市民課 ☎ 32 - 1446 税務課(市民税係) ☎ 32 - 1402 税務課(資産税係) ☎ 32 - 1487

罹災証明書(半壊以上の区分)の交付を受けた人が、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。地震関連で、すでに取得した人は、次に示す必要書類と、領収書、印鑑を証明書の交付を受けた窓口を持参いただくことで還付します。

### 免除の対象になる証明書の種類

印鑑証明書、住民票(記載事項証明書含む)、印鑑登録証、所得課税証明書、固定資産関係証明書、納税証明書、その他税証明書

### 必要書類

罹災証明書(コピー可)、印鑑登録証(印鑑証明書交付の場合)

## 市税・固定資産税の減免

申・問 税務課(市民税係) ☎ 32 - 1402  
税務課(資産税係) ☎ 32 - 1487

申請には**罹災証明書**または**罹災届出証明書**が必要です。減免申請の時期が遅れても減免される額に影響はありません。

### 個人市民税・国民健康保険税の減免

今回の地震などにより、住宅または家財に被害があった人は、個人市民税・国民健康保険税の減免が受けられます。

### 対象

平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で、住宅または家財について生じた損害金額(保険金・損害賠償金などにより補てんされるべき額を除く)が、その住宅または家財の価格の10分の3以上の人

### 減免の割合

合計所得金額および損害の程度に応じて決定されます。

### 固定資産税

今回の地震などにより、土地、家屋または償却資産に被害を受けた人は、固定資産税の減免が受けられます。

**対象** 特に制限はありません。

**減免の割合** 被害の程度に応じて決定されます。

## 市税の納税の猶予

申・問 収納課 ☎ 32 - 1497

地震での被災状況により、原則として1年以内の期間に限り市税の納税を猶予(分割納付)できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担(窓口負担)の免除

申・問 市民課  
☎ 32 - 1417

地震により被災した国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)が、医療機関を受診する際に医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、平成28年7月末までに受診した医療費の一部負担金(窓口負担)がいったん猶予され、さらに免除されます。

### 対象

- ・住家の全半壊またはこれに準ずる被災を受けた人
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ・主たる生計維持者の行方が不明である人
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人
- ・主たる生計維持者が失職し、現在無収入の人

## 国民年金保険料の免除 学生の国民年金保険料納付特例

申・問 市民課国保年金係 ☎ 32 - 1417

**対象** 住宅や家財などに2分の1以上の損失があった国民年金第1号被保険者で、保険料の納付が困難な人

### 必要書類

年金手帳、印鑑、罹災証明書(コピー可)、在学証明書(学生の場合)など

## 後期高齢者医療保険料の減免

申・問 市民課高齢者医療係 ☎ 32 - 1417

被災により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。詳しくはお尋ねください。

### 対象

平成28年熊本地震で被害を受けた人で、その人の属する世帯の世帯主が居住する家屋が全壊または半壊の状態の場合

## 障がい福祉サービスおよび 障がい児通所利用料の減免

申・問 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 32 - 1387

障がい福祉サービス（介護給付費または訓練等給付費）および障がい児通所利用料の減免制度があります。なお、障がい者支援施設などにおける食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担です。

**対象** 被災により利用料の支払いが困難な人のうち、次のいずれかに該当する人

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災を受けた
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者の行方が不明である
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在無収入である

### 必要書類

福祉サービス受給者証、印鑑、障がい者手帳、本人申立書、罹災証明書（コピー可）  
※場合によってはさらに必要な書類があります。

## 福祉用具の再給付

申・問 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 32 - 1387

地震による家屋倒壊などにより、使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

**対象** 障がい者手帳を持っている人で、今回の地震により、市からこれまでに給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった人  
※自己負担などで購入したものは対象外です  
※再給付品は、以前給付を受けたものと同等もしくは類似品に限ります

**必要書類** 印鑑、障がい者手帳（紛失の場合はお申し出ください）、本人申立書、罹災証明書（コピー可）  
※用具によって上記の他に必要な書類があります

### 給付対象品

（障がい者日常生活用具）

介護用ベッド、入浴補助器具、たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、ストーマ装具など

（補装具）

車いす、電動車いす、歩行器など

## 上下水道料金の減免

申・問 上下水道課  
☎ 32 - 1674

地震による被災に伴う平成28年5月請求分の上下水道料金の請求および減免内容については次のとおりです。

申請が必要な内容についての申請期限は、**平成28年12月28日(水)午後5時**です。

### 上水道

#### 減免内容

（申請の必要がない場合）

①上水道（松橋・小川）、簡易水道（豊野上巢林）  
使用者は全額免除します。

（申請の必要がある場合）

②①以外の水道、簡易水道使用者で漏水があった場合は必要書類（申請書・写真など）を提出することで、基本料金以外を免除します。

③罹災証明書において「全壊」「大規模半壊」「半壊」認定を受けた場合、必要書類（申請書・罹災証明書）を提出することで全額免除します。

④地震後、不特定多数の市民などに多量の水道を供給した場合は、申請書提出により平均水量を超えた分を減免します。

※②の場合は原則として漏水状況が分かる写真と修理工事の領収証を添付してください。

### 下水道・農業集落排水

**減免対象**（申請の必要はありません）

①上水道の減免内容①の該当する世帯の下水道使用者は、基本料金以外を免除します（井戸水、組合水道は対象外）。

②断水した地区において、農業集落排水を利用している市水道使用者は、農業集落排水施設使用料の2分の1を減免します。

## 中止・再開などの 届け出をお忘れなく！

被災した住居で使用していた上水道・下水道を、避難生活などで一時的に使用しない場合や帰宅して再び使用する場合などには、上下水道課で所定の手続きをしてください。手続き方法などについては、電話でご確認ください。

## 民間賃貸住宅借上げ制度 （みなし応急仮設住宅）

申・問 社会福祉課障がい福祉係  
☎ 32 - 1387

地震により住居が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償で提供します。

すでに個人で契約して民間賃貸住宅に入居している人で、以下の要件に該当し貸主の同意が得られる場合は対象になります。

### 対象

- ・4月14日時点で、県内に住所を有する人
- ・災害により住居が全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない人
- ・自らの資力では住居が確保できない人
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない人

**期間** 最長2年

### 住宅の条件（いずれにも該当すること）

- ・貸主から同意を得ている
- ・管理会社などにより賃貸可能と確認されている
- ・家賃が1カ月当たり原則6万円（5人以上（乳幼児を除く）の世帯は9万円）以下であること。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

### 費用負担

（県の負担）家賃、礼金（家賃の1カ月分を限度）、仲介手数料（家賃の0.54カ月分を限度）、退去時の補修費用（家賃の2カ月分を限度）、火災保険等損害保険料（1年当たり1万円を限度）  
（入居者の負担）光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などの費用、退去時の修繕費が県の負担額を上回る場合の不足額

## 教科書や学用品の支給

申・問 教育総務課 ☎ 32 - 1907

### 対象

住家の全壊や半壊により、学用品を喪失するなどし、就学上支障のある児童生徒。

※支給は現物支給となります。

※被害状況の判断は、状況調査によるものとします。

### 支給対象品目

教科書（教育委員会の承認を受けている準教科書などの教材）、文房具、通学用品、その他の学用品、運動靴、体操着、ハーモニカなどの楽器など

### 申請方法

在籍する学校を経由して、申請書を提出してください。

## パスポートの届け出

申・問 市民課 ☎ 32 - 1446

有効期間中のパスポートを滅失した場合は、旅券法の規定により速やかに届け出る必要があります。この届け出により、パスポートはその効力を失います。代理人による届け出はできません。

**必要書類** 身分証明書（運転免許証など）、写真1枚（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで6カ月以内に撮影したもの）、罹災証明書

**届出時間** 平日午前9時～午後4時

**届出場所** 本庁市民課（各支所は不可）

**注意事項** この手続きはパスポートが滅失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。再度パスポートが必要な場合は新規申請の取り扱いになります。

# 災害援護資金

申・問 社会福祉課地域福祉係  
☎ 32 - 1387

## 対象

- ・負傷した人
- ・住居や家財に被害を受けた人

## 貸付限度額

350万円

※詳細は右の図をご覧ください。  
※所得制限があります。詳しくは  
右下の表をご覧ください。

**連帯保証人** 要(1人)

## 利率

年3%

## 据え置き期間

3年は無利子。特別の場合は5年。

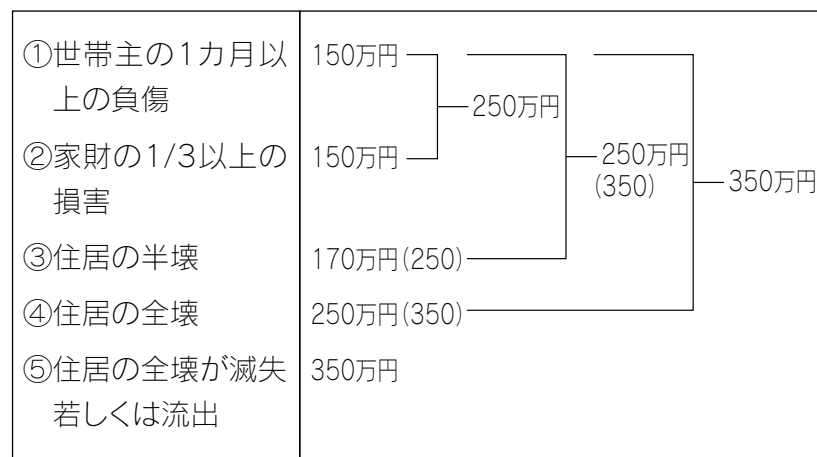
## 償還期間

10年(据え置き期間を含む)

## 必要書類

罹災証明書など

※詳しくはお尋ねください。



(注意)被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合は( )内の金額となります。

## 所得制限の表

| 世帯人員                                 | 市町村民税における前年の総所得金額      |
|--------------------------------------|------------------------|
| 1人                                   | 220万円                  |
| 2人                                   | 430万円                  |
| 3人                                   | 620万円                  |
| 4人                                   | 730万円                  |
| 5人以上                                 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
| ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とします。 |                        |

# 市災害ボランティアの派遣

申・問 市災害ボランティアセンター  
☎ 090 - 6653 - 1573  
☎ 090 - 6653 - 1442  
FAX33 - 8023

被災した住居の清掃や、敷地内の瓦・ブロックの撤去などをボランティアがお手伝いします。派遣を希望する場合など、ご連絡ください。

**依頼方法** 住所、氏名、電話番号、依頼内容(できるだけ詳しく)を電話かファックスでお知らせください。

**受付期間** 5月15日(日)~28日(土)

午前9時~午後4時

※状況により変更する場合あり

**注意事項** 高所作業、重機が必要な作業、店舗や事業所などでの作業は、対応ができません。ご了承ください。

# 生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸し付け

申・問 市社会福祉協議会 ☎ 32 - 1316

**対象** 地震で被災した人で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯

**貸付金額** 10万円(特別な場合は20万円)  
(特別な場合)世帯員の中に被災により亡くなった人がいる、世帯員に要介護者がいる、世帯員が4人以上の世帯、被災による重傷者・妊産婦・小学生以下の子どもがいる世帯

**利子** 無利子

**据え置き期間** 1年以内

**償還期限** 据え置き期間経過後2年以内

**連帯保証人** 不要

**必要書類** 身分を証明できるもの(運転免許証など)、預貯金通帳、印鑑

# 被災者生活再建支援金

申・問 社会福祉課地域福祉係  
☎ 32 - 1387

地震により、住宅が全壊(大規模半壊)などの被害を受けた人に生活再建の支援金を支給します。

## 対象となる世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

| 住宅の被害程度         | 支給額   |
|-----------------|-------|
| 全壊<br>(①に該当)    | 100万円 |
| 解体<br>(②に該当)    | 100万円 |
| 長期避難<br>(③に該当)  | 100万円 |
| 大規模半壊<br>(④に該当) | 50万円  |

| 住宅の再建方法        | 支給額   |
|----------------|-------|
| 建設・購入          | 200万円 |
| 補修             | 100万円 |
| 賃借<br>(公営住宅以外) | 50万円  |

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

# 市災害見舞金

申・問 社会福祉課地域福祉係  
☎ 32 - 1387

市に住民登録している人で、被害を受けた場合に見舞金を支給します。給付を受けるには届け出(「罹災証明書」要提出)が必要です。ただし、被災者生活再建支援制度、災害救助法(住宅の応急修理など)など、他の法令による支給を受ける場合は対象になりません。

| 対象区分         | 支給対象者  | 見舞金額             |
|--------------|--------|------------------|
| 死亡           | 葬祭を行う人 | 5万(1世帯につき10万が限度) |
| 住家全焼、全壊または流失 | 世帯主    | 5万               |
| 住家半焼または半壊    | 世帯主    | 3万               |
| 住家の床上浸水      | 世帯主    | 1万               |

※「住家」…自己の生活の本拠地とし、居住の用に供する建物。



総務課  
いどう さちこ  
井銅 幸子



公共施設マネジメント課  
おがた まさし  
緒方 将志



企画課  
たばら だいき  
田原 大樹



市民課  
こざき りょう  
小崎 凌



税務課  
たけなか さとし  
竹中 聡志



社会福祉課  
じょう よしひろ  
城 義博

## 平成28年度宇城市新規採用職員紹介 NEW FACE

市新規採用職員をそれぞれの座右の銘とともにご紹介いたします。



社会福祉課  
いしうち だいき  
石内 大揮



子ども福祉課  
たがわ ようこ  
田川 容子



農政課  
やました まさかず  
山下 将一



商工観光課  
やまもと りな  
山本 莉菜



上下水道課  
かわはら のりよし  
川原 規義



文化課  
いわやま えみ  
岩山 恵美

## 義援金口座を開設しています

申・問 会計課  
☎ 32 - 1368

平成28年熊本地震の宇城市災害義援金受付口座を開設しています。  
受付期限は各口座とも**6月30日(木)**です。

### JA熊本うき

口座名義 熊本地震宇城市災害義援金  
宇城市長 守田憲史

口座番号 熊本宇城農協本所  
普通口座0002483

※JA金融機関での振り込み手数料は免除されます(ATMの場合は有料)。

### 現金書留郵便

現金書留郵便で宇城市へ災害義援金を送る際は、料金が免除されます。期限は6月30日(木)です。

### 税法上の優遇措置

平成28年熊本地震に対する義援金などは、所得税法の規定に基づく寄付金控除および法人税法上の損金として取り扱われます。

### 肥後銀行

口座名義 熊本地震宇城市災害義援金  
宇城市長 守田憲史

口座番号 肥後銀行松橋支店  
普通口座1920445

※第一地銀(肥後銀行、福岡銀行、佐賀銀行、大分銀行など)の窓口からの振り込みについては手数料は無料(ATM、ネットバンキングなどからの振り込みについては有料)。その他の銀行については手数料がかかることがあります。

## 復旧に向けたさまざまな情報をいち早くお届けします

今後も、日常生活を取り戻すためのさまざまな取り組みが進められます。

市では、迅速な情報発信ツールとして市ホームページのほか、メール配信システム「宇城市情報メール」や、スマートフォン向けアプリケー

## 「宇城市情報メール」「LINE」への登録はお済みですか

ション「LINE@ (ラインアット)」を活用した情報発信を行っています。

それぞれ、登録制(無料)となっています。この機会にぜひご登録ください。

問 企画課広報係 ☎ 32 - 1902

### 【登録方法】

## 宇城市情報メール

アプリをインストールの後、スマートフォンで右の二次元バーコードを読み込んで登録してください。



携帯電話やスマートフォンで下の二次元バーコードを読み込んで空メールを送ってください。その後に届くメールの案内にしたがって登録してください。



【利用上のご注意】LINEアプリ、宇城市情報メールの利用におけるパケット通信料は利用者の負担となります。各事業者が提供するパケット通信定額サービスへのご加入をおすすめします。

## マイナンバーカードは事前予約で休日・時間外も受け取れます

☎ 市民課 個人番号係 ☎ 32 - 1111

マイナンバーカードは、原則本人による受け取りとなりますが、交付時間（平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時）の間に受け取ることができない人を対象に休日・時間外の受け取り窓口を開設します。

なお、カードの受け取りは事前予約制です。予約がない場合は受け取ることができませんのでご了承ください。

**開設日時**

**休日** 毎月1回(日程は電話でご確認ください)

**時間外** 毎週木曜日午後6時まで

## 福祉 重度障がい者在宅介護用品(紙おむつなど)の購入助成

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 32 - 1387

常時介護を必要とする重度の身体障がい者(児)および重度の知的障がい者(児)を在宅で介護する家族などに、紙おむつなどの費用を助成します。

**対象者** 次の要件全てを満たす要介護者を在宅で介護している家族など。ただし、介護者は市在住で、市の住民基本台帳に記載されている必要があります。

①市在住で、市の住民基本台帳に記載される人

②身体障がい者手帳1種1級または療育手帳A1を所持し、紙おむつ着用を常時必要とする人。

**助成対象品目** 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

## 福祉 ヘルプカードを配布します

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 32 - 1387

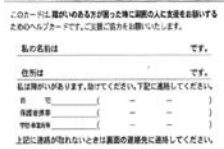
ヘルプカードは、障がいのある人が安心して地域生活を送るために役立つカードです。宇城市市をつなぐ育成会が作成し、配布しています。

**ヘルプカードの使い方**

障がいのある人が、登下校時や外出時、家族とはぐれて困っている時などに、カードを近くの人に見せて助けを求めることができます。災害時などでも大変役立ちます。

**交付対象者** 知的障がい者(児)、発達障がい者(児)で、市内に居住もしくは就労、就学する人

**交付方法** 社会福祉課窓口での申し込み時に内容などを確認して交付します。各支所で受け取り希望の場合は、事前にお尋ねください。



**開設場所** 本庁市民課

**必要な持ち物** 交付通知書(はがき)、通知カード、本人確認書類(運転免許証など)、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

**予約方法** 電話で事前にご予約ください。準備の都合上、当日の予約はできませんのでご了承ください(特に松橋町以外の人は準備に数日必要ですので、お早めにご予約ください)。

**予約受付時間** 平日の午前8時30分～午後5時15分

**助成額** 申請月から年度末まで、上限3万円

**必要なもの** 紙おむつなどの購入時の領収証

**助成対象外**

①生活保護受給世帯

②日常生活用具のストマ用装具類の給付資格を有する人

③日常生活用具の紙おむつなどの支給を受けている人

※昨年の利用者も年度ごとの申請が必要です。

※紙おむつなどの購入に掛かった費用の請求は領収証が必要となります。請求した費用は、後日介護者の口座に振り込みます。

## 調査 平成28年経済センサス-活動調査を実施します

☎ 情報統計課 統計係 ☎ 32 - 1111

6月1日現在で、全国のすべての事業所や企業を対象に「経済センサス - 活動調査」を実施します。政府が実施する統計調査の中でも特に重要な調査の一つであり、正確な統計を作成するため、統計法に基づいた回答義務のある調査です。

調査へのご協力よろしくお願いいたします。

**目的** 全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、国内の事業所や企業の経済活動を全国的・地域別に明らかにして、各種統計調査に活用します。

**調査票の配布期間** 5月下旬を予定していましたが、今回の地震の影響で、現在日程を調整しております。日程が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



## 税 国民健康保険税の賦課限度額引き上げと保険税軽減拡大を行います

☎ 税務課 市民税係 ☎ 32 - 1402

地方税法施行令の改正に基づき、市国民健康保険税条例を改正しました。これにより平成28年度から賦課限度額を引き上げ、保険税軽減を拡大しました。

| 区分             | 課税対象基準            | 医療保険区分     | 後期高齢者支援分   | 介護納付金分  |
|----------------|-------------------|------------|------------|---------|
| A所得割           | 前年の所得から33万円を控除した額 | 9.5%       | 2.4%       | 2.15%   |
| B均等割           | 被保険者1人当たり         | 28,800円    | 7,800円     | 12,200円 |
| C平等割           | 1世帯当たり            | 23,600円    | 7,000円     | 7,200円  |
| 年税額(A+B+C)の限度額 | —                 | 54万円(+2万円) | 19万円(+2万円) | 16万円    |

※( )内は改正により引き上げられた金額

**軽減判定** 前年中の所得が基準額を超えない世帯について均等割および平等割を減額します。

7割軽減基準額＝33万円

5割軽減基準額＝33万円＋**26.5万円**(改正前26万円)×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

2割軽減基準額＝33万円＋**48万円**(改正前47万円)×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

## 税 軽自動車税が減免されます

☎ 税務課 市民税係 ☎ 32 - 1402

身体障がい者などが使用する軽自動車は、その障がいの程度や使用目的により、軽自動車税が減免されることがあります。

**対象者** 軽自動車を所有している本人。ただし、精神障がいなどで本人が所有できない場合や18歳未満の場合は、同一生計者の所有でも可能。

**申請方法** 本庁税務課および各支所で受け付けています。必要書類を持参し、窓口で手続きをしてください。

**申請期限** 5月24日(火)

※期限を過ぎると申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

**必要書類**

①平成28年度軽自動車税納税通知書(納付書)

※5月6日に発送しました。

②自動車検査証

③身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれか

④運転免許証(運転をする人)

⑤印鑑

※平成27年度に減免を受けている人で現況報告書(変更なし)を提出した人は、申請の必要はありません。

※減免の対象は普通自動車も含めて一人1台までです。

## 延期 住宅リフォーム助成事業の申請受付開始日を延期します

☎ 商工観光課 商工振興係 ☎ 32 - 1604

5月16日(月)に予定していた住宅リフォーム事業の申請受け付けは、今回の地震により事業開始が困難になったため、受付開始日を延期します。日程が決まり次第、市ホームページや情報メール、回覧などでお知らせします。

## 人権 人権擁護委員の新任

☎ 人権啓発課 人権啓発係 ☎ 32 - 1708

人権相談などで活躍する人権擁護委員として、次の人が平成28年4月1日付けで法務大臣より委嘱されました。任期は3年です。



こが 古賀 しょういち 秀一さん(豊野町)

## 税 軽自動車税の納期限は5月31日(火)です

☎ 税務課 市民税係 ☎ 32 - 1402

軽自動車税の納期限は5月31日(火)です。納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が加算されますので、納付は納期内にお願いします。

集合税(固定資産税・市県民税・国民健康保険税)の納期は、広報うき6月号でお知らせします。

## 文化財 埋蔵文化財包蔵地の確認をお願いします

☎ 文化課 文化財世界遺産係 ☎ 32 - 1954

「埋蔵文化財包蔵地」は、いわゆる「遺跡」の範囲のことです。市内に約300カ所あり、建築予定地が該当する可能性があります。文化財保護法ではこれを保護する措置がとられ、埋蔵文化財包蔵地における住宅の建設など、土地の掘削を伴う工事を行う際には事前に届け出が必要です。建築・工事予定がある場合は、早めに文化課までお問い合わせください。

## 農業 宇城農業振興地域整備計画の見直し

☎ 32 - 1641

市では、「宇城農業振興地域整備計画」の変更協議を実施するため、該当する地区へ個別に協議を行っています。

**個別案件の協議** 5月に実施

**全体の変更協議** 8月に実施

※全体の変更協議については、6月30日(木)までに申し出てください。

※農用地区域からの除外については、転用目的や場所などによって除外できない場合もあります。

**農業振興地域整備計画** 農地を無秩序な開発などから守るために市町村が農用地区域として一定の区域を設定するなど、優良農地の確保・国土資源の有効活用を目的に農業の健全な発展を図るために策定するもの

**全体見直し** 5年ごとに、人口推移や住宅需要、土地需要などの調査を行い、全体計画の見直しを行うこと

**個別見直し** 緊急を要する案件についてのみ、個別の見直しを行うこと

## 検査 計量器の定期検査を行います

取り引きや証明に使用する計量器は法律(計量法第19条)により、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

**検査対象計量器**

- ・商店などで商品の売買に使用している
- ・病院、薬品などで使用している調剤用
- ・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用
- ・農協、漁協など物流通貨の集荷、出荷などに使用している
- ・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出用に使用している
- ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用している

**持参物** 計量器(質量計など)  
手数料(1台当たり500~2,200円)

**日程などの問い合わせ** 商工観光課 ☎32-1604

**計量器に関すること**

一般社団法人 県計量協会 ☎096-367-7816

県産業技術センター計量検定グループ ☎096-369-2151

| 検査日      | 検査受付時間         | 検査場所           |
|----------|----------------|----------------|
| 5月16日(月) | 10:00~15:00(※) | 三角支所           |
| 5月17日(火) | 10:00~11:30    | 農業就業改善センター(松合) |
|          | 13:00~15:00    | 市不知火支所         |
| 5月18日(水) | 10:00~15:00(※) | 市小川支所          |
| 5月19日(木) | 10:00~12:00    |                |
|          | 13:30~15:30    | 市豊野支所          |
| 5月20日(金) | 10:00~15:30(※) | 市役所本庁          |

※12:00~13:00は除きます。

## 建築物 建築物のアスベスト含有調査・除去などの費用を補助します

☎ 32 - 1111

アスベストによる健康被害を防止するため、民間建築物に施工されている吹き付けアスベストなどの含有調査や除去などに掛かる費用を補助します。

**申し込み方法** 随時受け付けていますのでご相談ください。申し込み時期によっては翌年度までお待ちいただくこともあります。

|                              | 含有調査                                                                               | 除去など                                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <b>対象建築物<br/>(全てに該当するもの)</b> | ・市内にある民間建築物<br>・吹き付けアスベストなどが施工されている恐れがある建築物<br>・以前に補助金の交付を受けてアスベスト含有調査を行ったことがない建築物 | 含有調査の結果、0.1%を超えて石綿を含有していると確認されたものが施工された建築物 |
| <b>補助額</b>                   | 費用の全額(1棟25万円を上限)                                                                   | 費用の3分の2以内                                  |
| <b>対象者</b>                   | 対象建築物の所有者・管理者・代表者で市税などを滞納していない人                                                    |                                            |

## 水道 ご注意ください!水道の利用

☎ 32 - 1111

- 1 水道使用は「水道使用異動届」の提出が必要です  
・引っ越し(転入・転出)などに伴う水道使用の開始・中止などの手続きは「水道使用異動届」の提出が必要です。早めの手続きをお願いします。

- ・水道使用の異動(開始・中止)希望日の2~3日前までに、上下水道課・各支所担当課にご連絡ください。

### 2 業務時間外の開閉栓作業はできません

**業務時間**

- (1)平日は午前8時30分から午後5時15分
- (2)毎週木曜日は本庁のみ午後7時(祝日の場合は除く)まで開庁していますが、午後5時15分以降の開閉栓作業はできません。※緊急時は除く

### 3 市では毎月検針を行っています

- ・市では、月末から月初めに検針を行っています。検針時には、「水道使用量のお知らせ」を配付しています。毎月の使用量・水道料金はお知らせ票でご確認ください。
- ・水道メーターの上に車両を駐車したり、物を置かないでください。また、犬などは水道メーターや郵便受けから離してつないでください。

### 4 水道料金は、「口座振替」または「納入通知書払い」のいずれかで納付してください

- ・市では、口座振替を推奨しています。

### 5 定期的に水道メーターを確認してください

- ・宅内の給水管は皆さんの財産です。日頃から十分な維持管理を心掛けてください。
- ・水を使用していない時に、メーターについているパイロットが動いていたら漏水の疑いがあります。



### 6 水道加入や改良などの手続き

- ・家を新築する時など、新しく水道の引き込み(加入)や改造・移設、撤去などの工事をする場合は、「給水装置工事申込書」の提出が必要です。事前にご相談ください。

※詳しくは、市ホームページでご確認ください。

## 農業 青年農業者育成を応援します

☎ 32 - 1641

青年の就農意欲と就農後の定着のため、就農前の研修期間および新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間の所得を確保する給付金を給付します。

**青年就農給付金(経営開始型)**

**給付額** 150万円/年(最長5年間)

**要件** 独立・就農時45歳未満、5年後には農業で生計が成り立つ就農計画であること。

**青年就農給付金(準備型)**

**給付額** 150万円/年(最長2年間)

**要件** 就農予定が45歳未満、独立・自営就農、雇用就農または親元での就農を目指す人

※市では青年就農給付金受給のための説明会を5月に予定していましたが、震災の影響のため、延期します。開催の日時と場所は、市ホームページや情報メール、回覧板などでお知らせします。

## 農業 農地の賃借料を公開します

☎ 32 - 1341

平成27年1月から12月までに、市において締結(公告)された賃貸借を基に、賃借料水準(10アール当たり・年額)をお知らせします。

| 地目     | 地域   | 平均額     | 最高額     | 最低額     | データ数 |
|--------|------|---------|---------|---------|------|
| 田      | 三角町  | 12,000円 | 15,000円 | 11,000円 | 19   |
|        | 不知火町 |         | 18,600円 | 6,000円  | 63   |
|        | 松橋町  |         | 23,000円 | 4,900円  | 185  |
|        | 小川町  |         | 20,000円 | 3,900円  | 396  |
|        | 豊野町  |         | 17,300円 | 5,500円  | 132  |
|        | 市全域  |         | —       | —       | 795  |
| 畑      | 市全域  | 9,000円  | 11,500円 | 5,000円  | 40   |
| 畑(樹園地) | 市全域  | 10,000円 | 25,100円 |         | 54   |

※米60kgは、10アール当たり12,000円で換算

# 災害後にどんなことに気をつける？

参考出典 厚生労働省ホームページ、感染症情報センターホームページ

地震により長期間避難所や車の中などで生活していると、感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）やエコノミークラス症候群を発症する可能性が高くなります。次の点にご注意ください。

## 感染症対策

- ・せきをしている時はマスクをつけてください
- ・食事の前やトイレの後で水が出ない場合はアルコールなどで手をきれいにしてください
- ・はだしで砂や土の上を歩かないようにしてください

## エコノミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、エコノミークラス症候群を発症する可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛みなどが出現することもあります。足にできた血栓が肺に詰まり、突然の胸痛、呼吸困難、失神などの症状が現れ、大変危険な状態となることもあります。

## がれき撤去作業時の感染予防

- ・がれきには、けがをしやすいものも含まれ、けがをした場合、破傷風などの感染症を起こしやすくなります。地震で壊れた建物を撤去などする場合は、次のことに注意してください。
- ・作業をするときは素肌を露出しない裾の広がらない服装（長袖、長ズボン）で行い、丈夫な手袋、長靴、安全靴などを身に付けてください。
- ・作業中に舞い上がったほこりなどが直接口に入らないようにマスクを使用してください。
- ・作業中にけがをした場合は作業を中止し、傷ついた箇所を清潔な水でよく洗浄し、ばんそうこうなどで保護してください。
- ・作業が終了したらよく手を洗ってください。手を洗う水が入りできない時はウェットティッシュなどで極力汚れを落として、消毒液を使用してください。

宇城市保健福祉センター  
☎ 32 - 7100

## エコノミークラス症候群の予防方法

- ・適度に軽い体操やストレッチ運動を行う
- ・こまめに水分を取る
- ・アルコールを控え、できれば禁煙する
- ・ゆったりとした服装をしてベルトをきつく締めない
- ・かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする
- ・眠るときは足をあげる など

## 予防のための足の運動



## 地震後のこころのケア

今回の地震などの大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても不安や心配などの反応が現れます。まずは休息や睡眠をできるだけ取ってください。これらの不安、心配の多くは時間の経過とともに回復することが知られています。また、家族や友人など、意識して声を掛け合いコミュニケーションを取るなど、こころのケアをすることが大切です。

## 次の症状の場合は無理をせずに、まずは身近な人や専門の相談員に相談してください。

- ・心配で、イライラする、怒りっぽくなる
- ・眠れない
- ・動悸（どうき）、息切れで、苦しいと感じる

## 健康についてのご相談

各避難所を、市や他県支援の保健チームが巡回しています。お気軽にお声掛けください。

2016  
MAY  
5

## 健診・相談・休日当番医・献血カレンダー

● 各種健診   ◎ 健康相談   ◆ 各種教室   ☆ 休日当番医   □ 献血

実施場所   三……三角保健センター   ☎52-2311

宇……宇城市保健福祉センター   ☎32-7100

※カレンダーに表記している時間は受付時間です。

宇城市保健福祉センター  
☎32-7100

発熱など体調が悪い場合は、無理をせずに体調が良くなってからお越しください。また、本人、家族や周りの人がインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症にかかっている場合は、注意が必要です。事前にご相談ください。

| 日 SUN                                                                                       | 月 MON | 火 TUE                                                                                         | 水 WED                                                                 | 木 THU                                                                                                                  | 金 FRI                                                        | 土 SAT |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 8                                                                                           | 9     | 10                                                                                            | 11                                                                    | 12                                                                                                                     | 13                                                           | 14    |
| 15<br>☆勝目眼科医院<br>(三角) ☎52-3688<br>☆熊本南病院<br>(松橋) ☎32-0826<br>☆江藤外科胃腸科医院<br>(小川) ☎43-4433    | 16    | 17<br>◎育児相談(※1)<br>宇 要予約<br>◎母子健康手帳交付(※2)<br>宇 9:30~9:45<br>●1歳6カ月健診<br>宇 松橋地区<br>13:15~13:30 | 18<br>●3・4カ月健診<br>宇 松橋地区<br>9:00~9:15<br>宇 不知火・小川・豊野地区<br>12:45~13:00 | 19<br>◎健康相談(※1)<br>宇 9:30~10:30<br>●3歳健診<br>宇 三角・不知火・小川・豊野地区<br>12:45~13:00                                            | 20<br>◎育児相談(※1)<br>宇 要予約<br>●2歳歯科健診<br>宇 松橋地区<br>13:00~13:15 | 21    |
| 22<br>☆松合医院<br>(不知火) ☎42-3445<br>☆坂崎皮ふ科<br>(松橋) ☎32-0166<br>☆おおもり病院<br>(小川) ☎43-1155        | 23    | 24<br>◎母子健康手帳交付(※2)<br>宇 9:30~9:45<br>●3歳児健診<br>宇 松橋地区<br>12:45~13:00                         | 25<br>●3歳児健診<br>宇 松橋地区<br>12:45~13:00                                 | 26<br>◎育児相談(※1)<br>宇 要予約<br>●1歳6カ月健診<br>宇 三角・不知火・小川・豊野地区<br>13:15~13:30                                                | 27<br>●7カ月健診<br>宇 松橋地区<br>12:45~13:00                        | 28    |
| 29<br>☆池田胃腸科内科<br>(三角) ☎52-2610<br>☆城野内科医院<br>(松橋) ☎32-5000<br>☆廣岡クリニック皮膚科<br>(小川) ☎43-6543 | 30    | 31<br>◎母子健康手帳交付(※2)<br>宇 9:30~9:45<br>●2歳歯科健診<br>宇 三角・不知火・小川・豊野地区<br>13:00~13:15              | 6/1                                                                   | 6/2<br>◆はじめまして離乳食<br>(対象:4~6カ月児)<br>要予約<br>宇 9:45~10:00<br>●2歳歯科健診<br>(対象:平成26年2月生)<br>宇 三角・不知火・小川・豊野地区<br>13:00~13:15 | 6/3<br>◆もぐもぐ離乳食<br>(対象:7~11カ月児)<br>要予約<br>宇 9:45~10:00       | 6/4   |

(※1) 健康相談は保健師・栄養士、育児相談は心理相談員が応じます。  
(※2) 母子健康手帳交付日に都合がつかない場合は、次の時間帯に交付をしています。必ず事前にお電話の上、お越しください。  
毎週月～金曜日(祝日を除く) 16:00~17:00

☆休日当番医は変更になることがありますので、必ず電話で問い合わせてください。当番医の変更は「熊本医療ナビ」でも確認できます。

| 項 目      | 対象者               | 項 目      | 対象者       |
|----------|-------------------|----------|-----------|
| ●3・4カ月健診 | 平成28年1月生          | ●1歳6カ月健診 | 平成26年10月生 |
| ●乳児健診    | 平成27年9月生・平成28年1月生 | ●2歳歯科健診  | 平成26年1月生  |
| ●7カ月健診   | 平成27年9月生          | ●3歳児健診   | 平成25年1月生  |



|     | 人口              | 男性             | 女性              | 世帯     |
|-----|-----------------|----------------|-----------------|--------|
| 3月末 | 60,599<br>(269) | 28,662<br>(86) | 31,937<br>(183) | 23,674 |
| 前月比 | -203            | -109           | -94             | + 9    |

出生… 43      死亡… 79  
 転入…398      転出…565  
 ※( )内は外国人数

### 医師との懇談会

がんサロン宇城は、がん患者やご家族の交流・情報交換の場です。入院中・外来治療中・他院通院中の人も利用できます。事前申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

**日時** 毎月第3金曜  
午後2時30分～4時

**参加費** 無料

**問** がんサロン宇城(熊本南病院内)  
☎ 32-0826

### ホタルの鑑賞会

松橋町内田区でホタルを見るタベを開催します。天然ヤマメの塩焼き、地元の採れたて野菜、飲み物販売などもあります。

**日時** 5月21日(土)  
午後6時 開会式  
午後7時30分 ホタル鑑賞

**集合場所** 内田公民館

**問** 内田区いのべ会 橋本  
☎ 090-2396-7731



### 巣立ちしたヒナは拾わないようにしましょう

ヒナが落ちていても、必ず親鳥が世話をしていますので、拾わないようにしましょう。

県では5月10日から1カ月間を「野鳥保護指導取締強化月間」として、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。メジロやホウジロなどの愛がん飼養目的の捕獲の許可はしていません。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**問** 農林水産課 ☎ 32-1651



### 55歳からのお仕事支援

フォークリフト運転技能講習会を開催します。

**日時** 6月16日(木)～22日(水)  
午前8時30分～午後5時

**受講料** 無料 **定員** 20人

**募集対象** 55歳以上で就職を希望している人。※ハローワークでの求職登録が必要です。

**場所** **学科** 熊本市男女共同参画センター(熊本市中央区)

**実技** キャタピラー九州(株)熊本教習センター(菊陽町)

**申込期限** 6月6日(月)

**申・問** 県シルバー人材センター連合会 ☎096-312-3310

### 松橋東支援学校 学校公開週間

本校の教育や子どもたちのことを地域の人に知ってもらうために校内の授業を公開します。多くの皆さまのご参観をお待ちしています。

**日時** 6月13日(月)～17日(金)  
(幼稚園) (小学部)  
午前9時45分～10時30分  
(中学部)  
午前9時45分～10時35分

**問** 県立松橋東支援学校 ☎ 32-1726

### 県母子家庭等就業・自立支援センター巡回相談

最初の相談から仕事が決するまで支援してほしい、気軽に何でも相談できる場所がほしいなどの悩みはありませんか。巡回相談を行い、支援を行っています。ご相談ください。

**問** 県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 096-351-8777

## 震災ごみの取り扱い

### ルールを守って 早期復興を目指そう

市では、市民の皆さまの日常生活の回復のために、震災ごみを宇城クリーンセンターへ無料で受け入れたり、各行政区の協力のもと、震災ごみの仮置き場を設置し、災害ごみの早期回収を図っています。仮置き場閉鎖後のごみの持ち込みはご遠慮ください。

災害復興のためには市民の皆さまのご理解とご協力が必要です。便乗ごみなどマナー違反はしないようお願いします。

震災ごみの処理方法はホームページなどでも随時お知らせしています。

### 不法焼却・不法投棄は犯罪です

不法焼却・不法投棄をした場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます(法人には3億円まで加重ができます)。不法投棄を見かけたら車のナンバーを確認し、宇城警察署生活安全課(☎33-0110)に通報してください。

**問** 衛生環境課 ☎ 32-1598

## 統計調査員の登録者募集

事前に統計調査員の仕事を希望する人を登録し、市や県が行う国の基幹統計調査が実施される際に、調査員として統計調査に従事してもらう制度です。

統計調査員は、国や県が任命する非常勤公務員となり、調査で知り得た事柄を人に漏らしてはならないという守秘義務が課せられます。

### 主な仕事

- ・調査員事務打ち合わせ会への出席
- ・担当する調査区の範囲と対象区境界などの確認
- ・調査票の配布(依頼および調査への説明)
- ・調査票の回収、点検、整理
- ・調査票など調査書類の提出

### 登録調査員の要件

- ・統計調査に理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる人(市在住の満20歳～70歳までの人)
- ・心身ともに健全な人
- ・秘密の保護に関し信頼のおける人
- ・税務、選挙および警察に直接関係しない人



**申請に必要な書類**

- ・宇城市統計調査員登録書
- ・意向確認書

※情報統計課に備えています

**問** 情報統計課 ☎32-1111

### ミツバチに対する農薬危害防止

これからかんきつ類の開花が始まり、ミツバチが訪花する時期となります。防除の際は、ミツバチに農薬散布による危害が生じないように、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など、事前に情報交換を行うとともに、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう十分注意しましょう。

**問** 県宇城地域振興局農業普及・振興課 ☎ 32-2119

### ものづくり人材の育成支援

県では、小規模事業者(製造業)の人材育成を支援するため、専門的知識を持ったコーディネーターを配置し、人材育成のさまざまな相談に無料で応じる事業を開始しました。

高い技術を持つ講師を企業に派遣し、技術指導を行う人材育成も実施しています。お問い合わせください。

**問** (公財)くまもと産業支援財団 ☎ 096-289-2438

## ひとり親就業支援講習会 受講生募集

| 講習名                      | 講習期間                                               | 申込期間                   | 会場                    | 定員  |
|--------------------------|----------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|-----|
| 介護福祉士実務者研修<br>介護福祉士受験対策  | 7月12日～12月20日<br>毎週火曜(全20回)<br>※8/2、9/6、10/4、11/1除く | 5月31日(火)<br>まで         | 会場未定<br>(熊本市)         | 20人 |
| 歯科助手・歯科医療事務<br>スペシャリスト講座 | 8月20日～11月19日<br>毎週土曜(全13回)<br>※11/12休み             | 7月1日(金)<br>〃<br>29日(金) |                       |     |
| 介護支援専門員受験準備講習会           | 9月2日～9月22日<br>毎週金曜(全4回)<br>※最終日のみ木曜                |                        | 県総合福祉センター<br>(熊本市中央区) |     |
| 全商簿記3級+PC基本操作            | 9月25日～12月18日<br>毎週日曜(全13回)                         | 8月1日(月)<br>〃<br>26日(金) | PCクリエイイト八代校<br>(八代市)  |     |
|                          | 10月1日～12月24日<br>毎週土曜(全13回)                         |                        | 本渡公民館<br>(天草市)        |     |

**募集対象** 次の全てを満たす人

- ①市在住の母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父。
- ②希望する講習会の全日程に出席可能で、技能・資格取得に意欲がある人。
- ③介護支援専門員受験準備講習会は、平成28年度に受験を予定している人。

**受講費用** 無料 ※テキスト代・試験代は別途。

**申し込み方法** こども福祉課で申し込んでください。  
※申し込み多数の場合は抽選。

**申** こども福祉課 ☎ 32-1404

**問** 県母子家庭就業・自立支援センター ☎ 096-351-8777

## 障がいのある人を対象とした職業訓練 受講生募集

| 訓練科名               | 受講対象障がい                                                 | 経費                              | 申込期限         | 訓練期間                             | 場所                                         | 定員 | 訓練内容                                          |
|--------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------------------------------------|----|-----------------------------------------------|
| パソコン・簿記<br>資格取得科   | ・身体障害のうち<br>上下肢障がい、内部<br>障がい<br>・精神障がい<br>・発達障がい<br>・難病 | テキスト代<br>10,250円<br>(税抜き)<br>程度 | 5月31日<br>(火) | 7月1日<br>(金)<br>～<br>9月30日<br>(金) | 特定非営利活動法人<br>アイ・ネットワーク<br>くまもと<br>(熊本市中央区) | 7人 | パソコン技術、簿記知識の基本を習得し、パソコン、簿記3級資格取得を目指す          |
| 介護職員初任者<br>研修課程養成科 | ・身体障がい<br>・知的障がい<br>・発達障がい<br>・難病<br>・高次脳機能障がい          | テキスト代<br>6,477円<br>(税抜き)<br>程度  |              |                                  | 特別養護老人ホーム<br>さわらび<br>(熊本市北区)               |    | 高齢者、障がい者に対する介護技術を習得し、介護職員初任者研修課程修了者として就職支援を行う |

受講生募集案内をホームページに掲載しています。

**問** 県立高等技術専門学校 ☎096-378-0121  
ハローワーク宇城 ☎ 32-8609

熊本県立高等技術専門学校

検 索



## ウイングまつばせ情報 ☎32-5555

### ウイングまつばせはしばらく休館します

ウイングまつばせおよびトレーニング室は、地震の影響によりしばらくの間休館します。再開については決まり次第お知らせします。

なお、6月19日(日)に開催を予定していた「三遊亭好楽 落語会」は中止いたします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどお願いいたします。

## 図書館情報

開館時間…午前10時～午後6時  
(土日祝日は午後5時まで)

中央図書館 ☎32-6211

中央図書館以外の市内図書館休館日…16日(月)、20日(金)、23日(月)、30日(月)、31日(火)

### 中央図書館はしばらく休館します

中央図書館は、地震で建物に大きな被害を受け、しばらく休館することになりました。開館の時期は未定ですが、めどが立ち次第お知らせします。大変ご迷惑をお掛けしますが、しばらくの間、三角図書館、小川図書館、豊野分館・移動図書館や松橋ブックサービス(松橋公民館旧・働く女性の家)をご利用ください。

#### 中央図書館の本などの返却方法

**本** 中央図書館入り口返却ポストまたは他の市内図書館、松橋ブックサービスに返却してください。

**CD・DVD・ビデオ** 他の市内図書館(開館時のみ)または不知火支所総合窓口課(開庁時のみ)に返却してください。

## 不知火美術館情報 ☎32-6222

### 不知火美術館はしばらく休館します

不知火美術館は、地震で建物に大きな被害を受け、しばらく休館することになりました。開館の時期は未定ですが、めどが立ち次第お知らせします。

市の文化発信拠点として再び活動できるように職員一同、努めてまいります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどお願いいたします。

### 松橋ブックサービス ☎33-4141

予約本の検索・受付・貸出ができます。返却ポストも設置しています。

**日時** 火曜～金曜 午前10時～午後3時  
(松橋公民館と図書館の休館日を除く)

| 特設コーナー                |                |                               |
|-----------------------|----------------|-------------------------------|
| 三角図書館<br>☎53-1849     | 一般             | お弁当特集!<br>～愛情たっぷり〇〇のお弁当～      |
|                       | 児童             | おおきくなったら<br>～ほくの・わたしのあこがれの仕事～ |
| 小川図書館<br>☎43-5111     | こころがホッとする本     |                               |
| 中央図書館豊野分館<br>☎45-3205 | 時短・カンタン・おしやれ弁当 |                               |

※到着時間は天候・交通事情などにより変動することがあります。  
※第2・4水曜日の松橋保育園以外の貸し出し時間は30分です。



## 移動図書館車「うきうき号」巡回予定表

| 5月                | 6月                | 巡回地               | 時間    | 5月         | 6月                | 巡回地      | 時間             | 5月         | 6月               | 巡回地        | 時間             |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------|------------|-------------------|----------|----------------|------------|------------------|------------|----------------|
| 13日<br>27日<br>(金) | 10日<br>24日<br>(金) | 豊福公民館             | 14:10 | 18日<br>(水) | 1日<br>15日<br>(水)  | 松橋保育園    | 10:20<br>10:50 | 25日<br>(水) | 8日<br>22日<br>(水) | ひまわり保育園    | 10:30          |
|                   |                   | 両仲間団地             | 14:50 |            |                   | 曲野児童館    | 10:30          |            |                  | 有料老人ホームきらら | 14:00          |
|                   |                   | 豊野保育園             | 16:10 |            |                   | 松合出張所    | 14:00          |            |                  | 松橋保育園      | 14:40<br>15:30 |
|                   |                   | 青海保育園<br>(6/7は連休) | 11:00 | 19日<br>(木) | 2日<br>16日<br>(木)  | 老人ホーム松寿園 | 14:40          | 26日<br>(木) | 9日<br>23日<br>(木) | 小川歴史資料館    | 14:00          |
| 17日<br>(火)        | 7日<br>21日<br>(火)  | 古水団地              | 14:30 | 24日<br>(火) | 14日<br>28日<br>(火) | 豊川保育園    | 10:30          |            |                  | 大空保育園      | 15:00          |
|                   |                   | 戸馳保育園             | 15:30 |            |                   |          |                |            |                  | 竹崎児童館      | 16:10          |
|                   |                   | 大岳保育園             | 16:20 |            |                   |          |                |            |                  | 河江保育所      | 10:30          |
|                   |                   |                   |       |            |                   |          |                |            |                  | JA海東支所     | 15:00          |

## おたよりお待ちしています

今号は地震発生に伴う特別紙面により、皆さまからいただいたメッセージをご紹介できませんでした。ご了承ください。

次号からは、いただいたメッセージを通常どおり、「みんなの広場」でご紹介する予定です。

皆さまからの今月号の感想や意見、イラスト、写真などをお待ちしています。

### 締め切り 6月20日(月)必着

**応募方法** 郵便番号・住所・氏名・ペンネーム・電話番号・今月号の感想や意見(イラスト、写真可)などを記入の上、はがき・FAX・メールで送ってください。全てご記入された人から抽選でプレゼントが当たります。

プレゼント内容は6月号でお知らせします。今月号の感想や意見、イラスト、写真などは抽選結果にかかわらず、「みんなの広場」でご紹介することがあります。

**あて先** 〒869-0592(住所不要)宇城市役所 広報クイズ係  
FAX 32-2222 メールアドレス koho@city.uki.lg.jp

先月号の答え Q1-③ Q2-③ Q3-③

## 消費者トラブル 注意報

### 災害に便乗した悪質な勧誘に注意

商工観光課 ☎32-1604

#### 家の修理に関するトラブル

家の一部が破損してしまった。突然、業者が家にやってきて、「早く工事をしないと大変なことになる」と言われ、不安になり、その場で契約をしてしまった。その後、調べたところ、契約した工法は、高額で効果の低いものだったというケースがあります。



#### ひとこと助言



イラスト：黒崎玄

#### アドバイス

○直ちに依頼をしないで、業者からの説明を聞き、家族などと相談をしましょう。業者の説明をうのみにせず、複数の業者から見積もりを取り、十分な検討をした上で契約しましょう。

○この他にも、災害に便乗したさまざまなトラブルが発生する恐れがあります。おかしいと思ったときは、宇城市消費生活センターまたは消費者ホットライン(☎188)にご相談ください。

※商品・サービスへの疑問、多重債務・衣食住などの相談は「消費生活センター(☎33-8277)」 「消費者ホットライン(☎188)」へどうぞ。  
「消費者トラブル注意報」は、国民生活センターからの全国的な情報をもとに掲載しています。

## ぬしまり

▶今月号の紙面がまとまったと安堵したあの夜、突然の大きな揺れで全てが振り出しに…。ご迷惑をおかけしましたが、半月遅れで何とか発行することができました。通常の生活を取り戻すための大切な情報を広報紙やホームページなどで随時お伝えしていきます。(ぶん)

▶思いやり 優しい言葉  
明るい笑顔 いつもの風景  
そばにいる人 遠くにいる友人  
どれも大事なもの。癒やされたり、頑張れたり…大切なものを一緒に守りましょう。(あま)

▶5年前、東京で初めて経験した大きな揺れ。その時の教訓を生かし、今後も落ち着いて行動するように心掛けていきたいと思います。(スピカ)

## 5月の市民相談

どの会場も無料で相談できます。  
※相談時間は正午～午後1時を除きます。

| 種別      | 期日           | 時間          | 場所                   |
|---------|--------------|-------------|----------------------|
| ①福祉法律相談 | 5月18日(水)     | 14:00～16:30 | 松橋老人福祉センター           |
| ②消費生活   | 土・日曜・祝日を除く毎日 | 10:00～16:00 | 本庁新館1階消費生活センター       |
| ③高齢者介護  |              | 8:30～17:15  | 市地域包括支援センター(不知火支所2階) |
| ④認知症    | 5月27日(金)     | 13:30～15:30 |                      |
| ⑤こども    | 土・日曜・祝日を除く毎日 | 9:00～16:00  | 児童福祉センター(不知火支所1階)    |

問 ①社会福祉協議会 ☎32-1316 ※福祉法律相談は要予約  
②消費生活センター ☎33-8277  
③・④地域包括支援センター ☎25-2015 ※電話相談は24時間対応  
⑤児童福祉センター ☎33-1118

地震で5月の市民相談を一部中止しています。市民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
※中止になった相談内容(夜間納税、行政、人権、年金)

### 災害相談総合窓口を開設しています

5月9日から**本庁舎1階ロビー**に災害関係の総合窓口を設けています。どの部署に尋ねていいのか分からない人など、どなたでもご相談ください。

